

(別紙3)

○ 職員の退職管理に関する人事委員会規則(例) (平成二十六年総行公第六十七号・総行経第四十一号)新旧対照表
(傍線部分は今回改正部分)

改正案	現行
<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第二十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第二十二條の四第一項の規定により職員として採用された場合</p> <p>三 (略)</p> <p>附則 (令和四年四月十四日総行給第二十三号・総行女第十一号) (施行期日)</p> <p>第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第四條第一項若しくは第二項又は第六條第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は定年前短時間勤務職員(改正法による改正後の地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項の規定により採用された職員をいう。)とみなして、この規則による改正後の職員の退職管理に関する人事委員会規則(平成〇〇年〇〇県人事委員会規則第〇〇号。以下「新規則」という。)第二十三條第二号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第二十二條の四第一項」とあるのは</p>	<p>(任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第二十三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により職員として採用された場合</p> <p>三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項」とする。

第三条 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合における新規則第二十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

（新設）